

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

パキスタン：刑務所の状況

第 3.0 版

2019 年 11 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

評価

1.	はじめに.....	4
1.1	請求の根拠.....	4
1.2	留意点.....	4
2.	争点の考察.....	4
2.1	信憑性.....	4
2.2	適用除外.....	5
2.3	難民条約上の理由.....	5
2.4	リスク.....	6
2.5	死刑.....	6
2.6	刑務所の状況.....	7
2.7	証明.....	9
	国別情報.....	10
3.	司法制度.....	10
4.	法制.....	10
4.1	パキスタン刑法（PPC：Pakistan Penal Code）.....	10
4.2	一事不再理.....	10
5.	死刑.....	12
5.1	死刑に処せられる犯罪.....	12
5.2	死刑の執行.....	12
6.	刑務所.....	14
6.1	行政管理.....	14
6.2	場所及び種類.....	14
7.	刑務所の状況.....	15
7.1	全般的な状況.....	15
7.2	囚人分類.....	16
7.3	収容定員及び占有状況.....	18
7.4	監房のサイズと空間.....	19
8.	囚人の処遇.....	20
8.1	拷問及び虐待.....	20
8.2	女性と児童.....	21
8.3	少数民族及び宗教的少数派.....	22
9.	提供物へのアクセス.....	23
9.1	医療処置.....	23
9.2	食料と水.....	23

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

10. 監督及びモニタリング	24
10.1 政府による監督	24
10.2 独立的モニタリング	24
11. 外部からの支援	25
11.1 視察する権利及び援助	25
付属書 A：在イスラマバード英国高等弁務官事務所からの書簡（2019 年 4 月 12 日）	26

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

1. はじめに

1.1 請求の根拠

- 1.1.1 刑事裁判で有罪判決を受けた後、非人道的又は品位を傷付ける取り扱いの大きさで言えば非常に過酷な状況で投獄されることに対する不安。

1.2 留意点

- 1.2.1 本ノートは、刑務所の状況が欧州人権条約（ECHR：European Convention on Human Rights）第3条に違反し、人道的保護又は裁量的在留許可を付与すべきであるか否かについて記すものである。

- 1.2.2 ムルシク（Mursic）対クロアチア訴訟（7334/13、2016年10月20日）において、欧州人権裁判所（ECtHR：European Court of Human Rights）は、刑務所に多数の囚人が収容される状況で用意される空間の床面積が被拘留者1人当たり3平米に満たない場合、第3条違反が発生するという、強固であるが反証可能な推定を明確にした（第123項～第126項）。

- 1.2.3 ECtHRはさらに、「（中略）如何なる虐待についても、それが第3条の適用範囲に該当するという最低水準の苛酷度の評価は、物事の性質の面で相対的である。（中略）この最低限の（中略）の評価は、事件のあらゆる状況、例えば虐待の持続期間、身体的及び精神的な影響、また場合によっては被害者の性別、年齢及び健康状態といった要因に左右されることになる。」との所感を述べた（第122項）。

- 1.2.4 刑務所の状況の評価に関する全般的指針については、「人道的保護」に関する手順を参照のこと。

2. 争点の考察

2.1 信憑性

- 2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.1.2 意思決定者は、過去における英国の査証又は別の在留許可形態の申請歴の有無も確認しなければならない。庇護申請と査証の照合を、庇護面接の前に調査すべきである（「査証照合、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護手順」を参照のこと）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も検討すべきである（「言語分析に関する庇護手順」を参照のこと）。

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、1 つ（又は複数）の適用除外条項が適用可能か否か判断するに当たり、個別の事実及び本案に基づいて個々の事件を考察しなければならない。

2.2.2 当人が重大な刑事犯罪を犯したと捉える理由が存在する場合、意思決定者は、適用除外条項のうちの 1 つ、特に第 1 条 F 項(b)号が適用可能か否か、検討しなければならない。

2.2.3 当人が難民条約（Refugee Convention）から除外される場合、人道的保護の付与からも除外されることになる。

2.2.4 適用除外条項及び制限付き在留許可に関する付加的指針については、「適用除外に関する庇護手順：難民条約第 1 条 F 項」及び「制限付き在留許可に関する手順」を参照のこと。「裁量的在留許可」に関する手順を参照する必要がある場合もある。

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 刑事犯罪を理由とする訴追から逃亡中である者は難民に該当しないが、懲役刑又は体制が、その重大度を問わず、差別的である場合、或いは人種、宗教、国籍、特定の社会集団への所属又は政治的意見を理由に不釣り合いに適用される場合を除く。

2.3.2 条約上の理由を立証するだけでは、難民として認識されるには不十分である。対処すべき疑問は、特定の人物が実際に有する、又は有するとされる条約上の理由を根拠に迫害されるという現実のリスクに直面することになるか否かである。刑事犯罪を理由に正当な訴追に直面し、係る犯罪が英国で行われたと見做されると予想される場合、帰還後に訴追に直面するという理由だけで難民としての資格を認められることにはならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.3.3 条約上の理由に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.4 リスク

2.4.1 意思決定者はまず、当人が帰還後に投獄される可能性について、申し立てられた犯罪がパキスタンの法律の下で犯罪に該当するか否か、及び該当する場合は投獄に処せられる可能性のある犯罪であるか否かを含め、立証しなければならない（「法制」参照）。

2.4.2 リスクの評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.5 死刑

2.5.1 パキスタンは 27 種類から 33 種類の範囲の犯罪について死刑を定めているが、そのほとんどは国際法の下で「最も重大な犯罪」の基準を満たしていない。2014 年 12 月に死刑の執行猶予が撤廃されて以来、500 名以上が処刑されてきた。2018 年に少なくとも 14 名が処刑され、2019 年には 2019 年 7 月 23 日時点で 13 名が処刑された。少なくとも 250 名が 2018 年に死刑を言い渡され、死刑囚監房に収監されている囚人は 4,600 名を超える。死刑は精神障害者、病人及び犯罪実行時点で未成年であった者や、拷問を通じて引き出された自白に基づいて有罪判決を受けた者に課せられている（「法制」及び「死刑」参照）。

2.5.2 近年、死刑判決が最高裁判所（Supreme Court）で覆される割合が高く、これは有罪判決の覆される可能性がある証人の証言、不十分な証拠及び信頼性を欠く警察の捜査が背景にある。「非致命的」犯罪に下級裁判所が死刑を適用する例はあったが、最高裁判所は死亡を引き起こした犯罪及び最も凶悪な犯罪に限り、死刑を支持した。事件が最高裁判所によって審理される前に死刑囚監房で費やす平均期間は 10 年近くであり、囚人は 10 名中 1 名の割合で待機期間が 15 年を超える（「死刑執行」参照）。

2.5.3 個々の事例を事実に基づいて考察しなければならない。帰還すると有罪判決を受け死刑に直面する、というリスクが存在することを実証する責任は当人にある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.5.4 死刑に関する付加的指針については、「人道的保護」に関する手順を参照のこと。

2.6 刑務所の状況

2.6.1 刑務所及び囚人の管理には州政府が一次的責任を負う（「刑務所：行政管理」参照）。

2.6.2 1978 年パキスタン刑務所規則（PPR : Pakistan Prison Rules）では、パキスタンにおける囚人の監督及び管理に関する規則を定めおり、収容（囚人に与えられる生活空間を含む）、施設、提供物へのアクセス及び囚人分類に関して推奨される標準が含まれる。しかし、過密を背景に、実際のところこれらの標準は概して適用されていなかった（「刑務所：行政管理」、「刑務所の状況」及び「提供物へのアクセス」参照）。

2.6.3 全体的に、刑務所の占有率は公式収容定員を 57%超える状況であるが、これは州や刑務所によって異なり、中には公式収容定員の 500%を超える刑務所もある。刑務所の状況は極めて劣悪で、原因は過密、健康上の懸念に繋がる劣悪な衛生状態、不十分な食料、汚染水、及び医療への不十分なアクセスにある。障害を持つ囚人、特に精神病を抱える囚人に対するケアが不十分である。多数の囚人が家族又は友人を頼りに追加の提供物を得ている。職業訓練施設や休養施設も限られている。パキスタン人権委員会（HRCP : Human Rights Commission of Pakistan）が 2017 年に実施したメディア・モニタリングによると、虐待や拷問の報告が 47 件あり、中には死亡に至った例もあった。そうした報告は 2018 年の報告書にはなく、2017 年に発生したとされる事件の大部分について、性質が不明であった（「収容定員及び占有状況」、「刑務所の状況」、「拘留中の拷問」及び「提供物へのアクセス」参照）。

2.6.4 しかし、状況は刑務所間で異なり、また囚人の階級によっても異なる。PPR では、高水準の生活に慣れている囚人がより良い提供物を与えられることを認めている。或る情報筋の報告によると、裕福で影響力のある囚人は刑務所でも「非常に快適な生活」を送ることができる（「囚人分類」参照）。死刑囚の中には、長年にわたり独房監禁同然の、いわゆる「死刑囚独房」に収容されている者もいる（「全般的状況」参照）。

2.6.5 裁判前及び裁判中の囚人が既決囚と一緒に収容されることが多く、過密の原因になっている。一般刑務所では、女性と少年は成人男性から分離されることになっているが、少年が成人と一緒に収容される場合があり、結果として暴力や虐待に見舞われる可能性がある。一部の州では女性刑務所と少年刑務所を別途設けている（「刑務所の状況」及び「女性と児童」参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 2.6.6 刑務所委員会が、刑務所の定期的な視察及び勧告を目的に設立されたが、機能していない。複数の国際機関の報告によると、一部の地方、州及び国の当局は、人権団体やジャーナリストが女性や少年の状況を観察するため当該施設に立ち入ることを許可しているものの、立ち入りの困難な拘留施設もある（「監督及びモニタリング」参照）。
- 2.6.7 2010 年 4 月 21 日と 22 日に聴聞が行われ 2010 年 7 月 14 日に発布された「KA 及びその他（帰還後のドメスティックバイオレンスのリスク）パキスタン CG [2010] UKUT216 (IAC)」（2010 年 7 月 14 日）という国別指針事例 — ECtHR におけるムルシクの事件以前に遡り、囚人に用意される個人生活空間の量を特に考慮しなかった事例 — において裁決機関が出したコメントによると、証拠は刑務所の状況が極めて劣悪であるというものであった一方、全般的に ECHR 第 3 条に違反すると予想される条件又は慣行を投獄が日常的にもたらす結果に至ることを実証するには、裁決機関に提出された証拠では不十分であった。裁決機関は、この点に関して提出された証拠について、囚人が例えば新鮮な空気を吸ったり、運動したり休養したりするために監房を出る時間を十分に与えられたか否かに関する情報を欠き、衛生及び換気、就寝設備及び洗濯設備に関する情報が乏しいことから不十分であること、そして視察の手配に関して証拠が全く提出されず、医療を受けられる可能性に関する証拠もほとんどないことを強調した（第 199 項）。
- 2.6.8 国別情報から察するに、刑務所の状況は依然として劣悪であるが、「KA 及びその他」からの逸脱を正当化するほど状況が悪化していることを示す説得力のある証拠によって裏付けられる強固な根拠は存在しない。
- 2.6.9 囚人に与えられる空間に関して、法律では受刑者向けの推奨生活空間を規定しているが、刑務所の監房の寸法及び占有率は各刑務所及び囚人分類によって異なる場合がある。或る情報筋の報告によると、概して過密に関して言えば、3 名収容を想定して設計された 6×8 メートル～6×10 メートルの監房を 12～15 名が占有することが多い。この情報を基に、最悪の過密シナリオ（48 平米に 15 名）を例にとると、被拘留者 1 名当たりの床空間は 3.2 平米となり、これはムルシク訴訟において ECtHR が第 3 条違反の強固な推定に帰結すると見做した最低基準の 3 平米より若干広い（「監房のサイズと空間」及び「囚人分類」参照）。
- 2.6.10 しかし、同じくムルシク訴訟において ECtHR は、受刑者の個人空間が 3～4 平米しかなかったとされる場合、空間はやはり拘留条件の妥当性を評価する際の有力な要

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

因であると思われる、と述べた。そのような事例で第 3 条違反が認められるとされたのは、空間要因が不適切な物理的拘留条件、特に、屋外での運動、自然な光又は空気へのアクセス、換気の可用性、室温の妥当性、個室トイレを使用できる可能性、及び基本的な衛生要件との適合性に関連する他の側面と組み合わせあった場合である（第 139 項）。

2.6.11 概して、刑務所の状況は体系的に非人道的で生命を脅かすほどではないようである。しかし、ほとんどの刑務所における物理的状況の様相に関する情報を欠くことから、意思決定者は個々の事例を事実に基づいて、当人の背景や特異的状況（被害者の性別、年齢及び健康状態を含む）、予想される拘留期間や拘留場所、及びそれらに対して刑務所の状況が如何に影響を及ぼすかを考慮に入れつつ、入念に考察しなければならない。拘留されると ECHR 第 3 条に違反する状況に見舞われると予想されることを実証する責任は当人にある。

2.6.12 刑務所の状況の評価に関する全般的指針については、「人道的保護」に関する手順を参照のこと。当人が人道的保護から除外される場合、「裁量的在留許可」に関する手順を参照する必要性が生じる可能性もある。

2.7 証明

2.7.1 請求が拒否される場合、2002 年国籍・移民・庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act) 第 94 条の下で「明らかに根拠を欠く」として認定される可能性は低い。

2.7.2 証明に関する付加的指針については、「2002 年国籍・移民・庇護法第 94 条の下での保護及び人権に関する請求の証明 (明らかに根拠を欠く請求)」を参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

3. 司法制度

- 3.1.1 独立性、公正な裁判及び司法機関における汚職に関する情報については、「国別政策・情報ノート パキスタン：背景情報（保護及び国内移住の行為者を含む）」を参照のこと。

4. 法制

4.1 パキスタン刑法（PPC：Pakistan Penal Code）

- 4.1.1 PPC の下で規定される犯罪については、「パキスタン刑法（1860 年法律第 45 号）」（2012 年の改正に準ずる）を参照のこと。さらなる改正（様々な刑法改正法（Criminal Law (Amendment) Acts）の下で規定）については「パキスタン元老院一法令」を参照のこと。

4.2 一事不再理

- 4.2.1 1898 年刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure Code）第 403 条では、或る犯罪を理由に裁判権を有する裁判所によって一旦審理され、係る犯罪について有罪又は無罪とされた者、或いは無罪又は有罪の判決を待つ身である者は、同じ犯罪について再び審理される責任を負わないものとする、と規定している。ただし、そのように無罪又は有罪とされた者であっても、(a) 別の起訴が為された可能性のある明確に異なる犯罪、即ち同一人物が複数の犯罪を犯した場合、(b) 最初の犯罪の結果として発生した異なる犯罪、(c) その他、最初の犯罪を構成した同じ行為によって構成される犯罪であるが、最初に当人を審理した裁判所が審理する管轄権を有していなかった犯罪を理由に審理される可能性がある。

- 4.2.2 在イスラマバード（Islamabad）英国高等弁務官事務所（British High Commission）に勤務する外務・英連邦省（FCO：Foreign and Commonwealth Office）職員が 2019 年 4 月付の国別政策・情報チーム（CPIT）との通信の中で示唆したところによると、国外の管轄区域で或る判決に至った状況で、その判決に至った裁判所が適格な裁判権を有する裁判所と見做された場合において、パキスタンの裁判所は一事不再理の原則を支持した。FCO は、パキスタンの裁判所が国外の裁判所について、適格な裁判権を有する裁判所ではないと結論付けた事例を見つけることができなかった。例え

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ば、FCO は、ジャージー島王立裁判所 (Royal Court of Jersey) 及び英国刑事法院 (UK Crown Court) において聴聞が為された事件の判決をパキスタンの裁判所が支持したという事例を 2 件、引き合いに出した。

4.2.3 パキスタン国外で犯された犯罪に関して、FCO 書簡での指摘によると以下の通りであった。

「刑事訴訟法第 188 条では、刑事裁判所及び裁決機関の裁判権を、パキスタン国民が国外で犯した犯罪にまで拡大適用すると規定している。この規定に関する判例法はほとんどが、部族領及び直轄領で犯された犯罪であるという点を除けば別段にパキスタンの裁判所の裁判権に該当しない犯罪を取り上げている。アブドゥル・カデイル・シャー (Abdul Qadir Shah) 対ムハマド・カシム (Muhammad Qasim) 訴訟 (PLD 2014、バローチスターン (Balochistan) 州 28) において、高等裁判所 (High Court) は、或る殺人罪がパキスタンの領土制限区域外 (アフガニスタンの国境の町) で複数のパキスタン国民によって犯されたという事例において、事件の審理を進める権限を連邦政府が裁判所に付与することによって第 188 条の要件が満たされる限り、裁判所は実際に事件の審理を進める裁判権を有していたという見解を表明した。これがこの例では許容され、何故ならアフガニスタン領ではなくパキスタン領内で証拠を入手できたからである。ムハマド・ズバイール (Muhammad Zubair) 対パキスタン政府訴訟 (2014 PLD 31、イスラマバード (英国からの容疑者引渡申請)) では、要請対象者に代わり、当人はパキスタンで審理される権利を有し、パキスタンにおいて当人は英国の法律において規定のない一定の権利を有すると想定される、と論じられた。イスラマバード高等裁判所は、連邦政府が第 188 条の下で許可を付与していなかった (かつ当該事件において係る許可が付与されていなかった) 場合、英国で犯された犯罪についてパキスタンで訴訟手続を進めることはできない、との見解を表明した。

4.2.4 「インターナショナル・ジャーナル・オブ・ヒューマニティーズ・アンド・ソーシャル・サイエンス」 (IJHSS : International Journal of Humanities and Social Science) 誌の 2014 年 8 月号に掲載された記事によると、パキスタン刑法 (PPC) 第 3 条における「パキスタン国外で犯されたがパキスタン国内で法律による審理が可能な犯罪の処罰」に関する規定を、国外で薬物密売罪を犯した者をパキスタン国内で審理する場合に適用可能であるとのことであった。同記事には以下のように記されている。

「注目すべき点として、パキスタンでは、1 キログラムを超える薬物の密売は死刑に処せられ、不良医薬品 (医療目的でないもの) の販売は長期間の懲役刑に処せら

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

れる。さらに、そうした犯罪をパキスタン国民が行った場合、たとえパキスタン国
境外での犯行であってもパキスタンの裁判所で審理可能である。パキスタン刑法
(1860 年法律第号 45 号) 第 1 章第 3 条によると、「パキスタン国外で犯した犯罪を
理由にパキスタンの何らかの法律によって審理される責任を問われる者は、パキス
タン国外で為された如何なる行為についても、パキスタン国内で為されたものと仮
定した場合と同じ形で、本法の規定に従って扱われるものとする。」と規定されてい
る。第 3 条は薬物密売問題に対して重要性が著しく高く、それは密売に国境をまた
ぐ禁制品の販売が関係することが多いからである。」

- 4.2.5 2019 年 7 月 12 日、パキスタン刑法 2019 年改正布告 ((Amendment) Ordinance) が大
統領より発布された。この布告により PPC 第 3 条が改正され、下記の規定が追加さ
れた:「被告が外国との何らかの取り決めの下で、又は容疑者引き渡し以外の権限の
下で既にパキスタンに引き渡されている、又はパキスタンに連行されている、或い
は被告に不利な何らかの証拠が或る外国から得られ、法廷で使用される場合、裁判
所は、有罪判決に至った場合、当該犯罪について規定される死刑以外の刑罰で被告
を処罰することができる。」

5. 死刑

5.1 死刑に処せられる犯罪

- 5.1.1 ジャスティス・プロジェクト・パキスタン (Justice Project Pakistan) という、囚人の
権利を唱道している非政府機関によると、パキスタンでは死刑に処せられる犯罪が
33 種類あるが、そのほとんどが、国際法の下での「最も重大な犯罪」の基準を満た
していない。パキスタン人権委員会 (HRCP) は 27 種類の犯罪を死刑犯罪として挙
げている。

5.2 死刑の執行

- 5.2.1 ジャスティス・プロジェクト・パキスタンによると、パキスタンの死刑囚監房収監
者数は 4,688 名に上り (2019 年前半の段階)、世界の死刑囚監房収監者数の 26% を占
めた。2014 年 12 月に死刑の執行猶予が撤廃されて以来、500 名以上が処刑されてき
た。2018 年に少なくとも 14 名が処刑され、2019 年には 2019 年 7 月 23 日時点で 13
名が処刑された。アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) によ
ると、2018 年に少なくとも 250 名が死刑を言い渡されたが、HRCP はこの数を 346
名とした。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- 5.2.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW：Human Rights Watch）が2017年10月に報告したところによると、「裁判所は死刑を、国際法に違反する形で、精神障害者、犯罪を犯した時点で18歳未満であった者、及び拷問又は他の虐待を通じて引き出された「自白」に基づいて有罪判決を受けた者にも科してきた。」
- 5.2.3 2018年11月にHRWが指摘したところによると、心理社会的障害を持つ囚人2名に対する死刑判決を再検討した最高裁判所の裁定の中で、裁判長（Chief Justice）は「如何なる理由又は感受性を以てしても、私は精神病又は精神障害を抱える者を処刑してよいと考えることはできない。」と述べた。この裁定をよそに、2名の受刑者は依然、死刑囚監房に収監されていた。
- 5.2.4 2019年3月に公表された、人権団体の基本的権利財団（FFR：Foundation for Fundamental Rights）及びリプリーブ（Reprieve）による合同調査では、2010年から2018年の期間における最高裁判所の死刑判断事例310件を再検討し、以下のように認めた：「（中略）最高裁判所は78%の事件における死刑判決を覆し、被告を無罪放免又は減刑、或いは再審を命じた。2015年から2018年末にかけて、この割合が83%にまで増えた。2018年、即ち記録が残る最後の年に、最高裁判所は報告した死刑事件のうち3%に限り死刑を支持し、97%においては死刑を覆した、又は再審を命じた。」
- 5.2.5 FFR とリプリーブの報告書では、下級裁判所が言い渡した判決が覆された理由を足多数挙げており、例として有罪判決の覆される可能性のある証人の証言、不十分な証拠、及び信頼性を欠く警察の捜査が挙げられる。
- 5.2.6 死刑は下級裁判所によって「非致命的犯罪」に適用されたものの、最高裁判所は死亡を引き起こした犯罪に限り、死刑が適用された判決を支持し、また FFR とリプリーブの報告書によると、死刑は「殺人が極めて残忍、奇怪、忌まわしい、又は卑劣な形で為され、地域社会の激しい極度の義憤を呼び起こすほどであった場合」に限り正当化されるという裁定が下された2009年の判断を最高裁判所は踏襲した。
- 5.2.7 FFR の報告書ではさらに次のように指摘した：「現在、最高裁判所の判断を待つ事件は40,000件を超える。（中略）結果として、パキスタンで死刑判決を受けた囚人は、自分の事件の聴聞が最高裁判所で行われる前に「絞首刑に処せられる恐怖」を抱えつつ平均10年近くを過ごしている。（中略）囚人は10名中1名の割合で、最終上訴の場で待たねばならない期間が15年を超える。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6. 刑務所

6.1 行政管理

- 6.1.1 1984 年刑務所法（Prisons Act）の下、各州政府はそれぞれの領域内で、1978 年パキスタン刑務所規則及び他の布告や法令を前提に、囚人の収容並びに中央刑務所、地区刑務所及び特別刑務所の管理について一次的責任を負う。

6.2 場所及び種類

- 6.2.1 パキスタンにおける刑務所過密に関して、国家テロ対策庁（NACTA : National Counter Terrorism Agency）がパキスタン開発・教育カーソル（CODE : Cursor of Development and Education Pakistan）及び赤十字国際委員会（ICRC : International Committee of the Red Cross）と共同で実施した 2018 年 5 月付の合同調査（以下、「CODE 報告書」）には、公共刑務所当局が入手したデータによると、2017 年 10 月 1 日時点でパキスタンには 112 の刑務所があり、内訳は 26 の中央刑務所、60 の地区刑務所、12 の準刑務所、4 つの女性刑務所、7 つの少年刑務所、2 つの厳重警備刑務所又は特別刑務所、及び 1 つの開放刑務所であることが記されている。

- 6.2.2 CODE 報告書では、諸州における刑務所の種類を以下のように記述している。

「**中央刑務所**：州内の行政区分毎に、刑期の長さを問わず 1,000 名超の囚人を収容可能な中央刑務所を有することが要求される。州政府は任意の特別刑務所又は地区刑務所を中央刑務所として再指定する裁量権を有する。

地区刑務所：中央刑務所又は特別刑務所を除き、全ての刑務所が地区刑務所として指定され、これらは次に挙げる 3 つの階級に区分される：1 級（囚人 500 名以上を収容可能、刑期 5 年以下）、2 級（囚人 300 名～500 名を収容可能、刑期 3 年以下）、及び 3 級（囚人 300 名未満を収容可能、刑期 1 年以下）。

特別刑務所：女性刑務所、開放刑務所、少年院及び少年訓練施設が含まれる。州政府は時期と場所を選んで特別刑務所を設立する、又は既存の任意の刑務所を特別刑務所として申告することができる。特別刑務所のもう 1 つの例として、テロリストの容疑者及び既決囚向けに設立される厳重警備刑務所がある。

準刑務所：犯罪容疑者を再拘留できる比較的小規模の施設を指す。州政府は任意の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

場所を「一般命令又は特別命令により」、「準刑務所」として申告することができる。」

6.2.3 刑務所はパンジャブ（Punjab）州に 40 箇所、シンド（Sindh）州に 26 箇所、カイバル・パクトウンクワ（KP：Khyber Pakhtunkhwa）州に 22 箇所、バローチスターン州に 11 箇所、ギルギット・バルチスタン（GB：Gilgit Baltistan）州に 6 箇所、アザド・カシミール（AJK：Azad Jammu and Kashmir）地域に 7 箇所あった。

6.2.4 CODE 報告書には諸州における刑務所の種類別の内訳が記載されていた。イスラマバード首都圏（ICT：Islamabad Capital Territory）又は連邦直轄部族地域（FATA：Federally Administered Tribal Areas）には刑務所がなかった（2018 年 5 月に FATA は KP と合併した）。

	パン ジャ ブ	シン ド	KP	バ ロ ー チ ス タ ー ン	GB	AJK	合計
中央刑務所	9	5	5	5	0	2	26
地区刑務所	25	11	9	6	5	4	60
準刑務所／司法留置場	2	0	8	0	1	1	12
女性刑務所	1	3	0	0	0	0	4
少年刑務所	2	5	0	0	0	0	7
厳重警備／特別刑務所	1	1	0	0	0	0	2
開放刑務所	0	1	0	0	0	0	1
合計	40	26	22	11	6	7	112

7. 刑務所の状況

7.1 全般的な状況

7.1.1 在イスラマバード英国高等弁務官事務所（BHC）がパキスタンの刑務所に収監された英国人囚人向けガイド（2018 年 7 月）に記したところによると、「刑務所の状況は囚人に与えられる階級に左右され、囚人毎の個人差もある。」

7.1.2 米国国務省の 2018 年版人権報告書（2018 年版 USSD HR 報告書）のパキスタン編によると、「一部の文民刑務所及び軍事拘置所における状況は過酷で生命を脅かすほどで、これは過密、不十分な食料と医療、及び不衛生な状態が原因である。」CODE 報告書では特に過密、不十分な食料、水、医療へのアクセス、保安上の懸念、衛生、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

換気、照明及び屋内温度制御手段の欠如を挙げた。刑務所は生産施設や休養施設の面で設備が不十分で、職員も不足していた。

7.1.3 CODE 報告書向けのメッセージの中で、国家テロ対策庁 (NACTA) のイーサン・ガーニ・カーン (Ihsan Ghani Khan) は、パキスタンの刑務所における過密を強調し、過密の結果、「(中略) 嘆かわしい生活状況、過剰に負担が重い施設、そして基本的な人間の品位という最低限の要件を満たすための資源の全般的な不足」という結果を招いていると述べた。

7.1.4 パキスタン国家人権委員会 (NHRC : National Human Rights Commission) がバローチスターン州の刑務所について、マック (Mach) 中央刑務所及びシッビ (Sibbi) 地区刑務所を視察した際の状況を囚人及び刑務所職員から集めた情報と併せて 2019 年 1 月にまとめた報告書によると、不十分で未熟練の職員や職業訓練活動の欠如など、一次的な懸念が残る一方、視察した刑務所の状況は多かれ少なかれ満足のものであった。記録維持、収容施設の状況、食料の質、囚人の衛生及び刑務所の保守は、見たところ適切であった。囚人は刑務所職員の振る舞いについて満足を表明した。」ただし、NHRC は、目にした状況が「取り繕い」であった可能性を排除できなかった。

7.1.5 DFAT の報告によると、「地元情報筋の報告によると、独房監禁同然の、いわゆる「死刑囚独房」が存在している。DFAT には 40 年にわたり死刑囚独房に閉じ込められている人々がいるという報告が寄せられている。」2019 年 3 月の FFR とリプリーブの報告書では「死刑囚独房」の存在に言及しており、死刑囚がそこに長年にわたり収監されているケースもある（「死刑の執行」も参照のこと）。

7.2 囚人分類

7.2.1 1978 年パキスタン刑務所規則を要約した BHC ガイドによると、以下の通りであった。

「囚人は様々な分類に区分され、即ちまだ有罪判決を受けていない裁判中の囚人、刑事犯罪で有罪判決を受けた囚人、民事犯罪で有罪判決を受けた囚人、(命令された) 金額の不払いなど民事賠償責任を理由に、又は刑事裁判所以外の裁判所によって可決された命令に従って拘留された囚人、或いは裁判所の命令に基づいて一時的に拘留された者 (中略) に分けられる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

裁判中の囚人は既決囚から分離され、民事犯罪の囚人は刑事犯罪の囚人から分離される。少年、女性及び政治犯は他の全ての囚人から分離される。(中略) 実際には過密が原因で、この分離が必ずしも厳格に守られるわけではない。」「「収容定員及び占有状況」及び「女性と児童」も参照のこと)

7.2.2 BHC ガイドには以下のように記されている。

「既決囚は政府により、A 級、B 級及び C 級に分類される。裁判中の犯罪者が裁判所の命令によって A 級又は B 級に分類される可能性もある。既決囚又は裁判中の囚人は A 級又は B 級に分類される。(中略)

- ・ A 級囚人は性格や身分が良く、社会的地位や教育を背景に高水準の生活に慣れており、残虐行為、道徳的悪化、重大又は計画的な暴力、爆発物／危険な兵器に関連する犯罪等により有罪判決を受けたことがない、初犯の軽微な囚人を指す。
- ・ B 級囚人は、社会的地位や教育を背景に高水準の生活に慣れている囚人を指す。
- ・ C 級 (中略) は、A 級又は B 級のどちらにも該当しない囚人を指す。」

7.2.3 BHC が引用した 1978 年刑務所規則によると、以下の通りである。

「A 級及び B 級の囚人は、部屋／収容施設の可用性に応じて部屋又は合同収容施設に収容される権利を与えられ、暑い気候の期間は部屋／収容施設外で就寝することを許可される場合もある。部屋は必要な調度品、洗浄／衛生設備を備える。合同収容施設は囚人 1 名につき折り畳み式ベッド 1 つずつ、ベンチ付き大型テーブル 1 台、複数の棚、読書ができる十分な照明、必要な夜間用衛生設備及びトイレを室内に提供される。

A 級囚人は監督者の裁量権で、自己費用負担にて、携帯型のラジオやテレビセットなど、他の物品の所持を許可される場合もある。

現代的な水洗トイレが用意されていない場合、これに慣れている囚人には移動式トイレが供給される。読書用卓上ランプも午後 10 時まで許可される。

A 級と B 級の囚人は、上級の食事を刑務所内で給仕される権利を与えられ、また追

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

加の食品を自己費用負担で入手できる場合もある。

A 級と B 級の囚人は C 級の囚人に食事を作ってもらうことを許可され、(中略) 刑務所の使用人に卑しい職務を行わせることができる。

食器類、即ちコップ、皿、スプーン、グラス、マグカップが各囚人に支給される。A 級囚人は自前の食器類を使用できる。

A 級と B 級の囚人は自前の衣類を着用し、自前のベッド用品や靴等を持ち込むことができ、また自己費用負担で蚊帳を使用することを許可される。

A 級と B 級の囚人は入浴設備や仮設トイレ等、プライバシーを正當に考慮する合理的な設備の使用を許可され、トイレ用石鹸の使用を許可される。これらの囚人は自前のトイレ用品、即ち石鹸、タオル、歯ブラシ、髭剃り用品、ヘアオイル等を用意することを許可される。」

7.2.4 オーストラリア外務貿易省 (DFAT : Department of Foreign Affairs and Trade) が 2019 年 2 月付のパキスタンに関する報告書で指摘したところによると、「同じく地元情報筋によると、裕福で影響力のある囚人は刑務所でも非常に快適に暮らすことができ、場合によっては自宅での服役も可能である。他の情報筋によると、影響力のある既決囚が組織的に、自分の代わりに服役する人々を集めているとのことである。」

7.2.5 CODE 報告書によると、犯した犯罪の分類に応じた分離、高リスクの犯罪者と低リスクの犯罪者の分離、或いは既決囚と裁判中の囚人の分離は、過密が原因で損なわれてしまっていた。

7.3 収容定員及び占有状況

7.3.1 「世界刑務所概要 (World Prison Brief)」によると、パキスタンの刑務所の公式収容定員は 2018 年の時点で 53,231 名であった。しかし、刑務所の総収容人数は、裁判前囚人や再拘留囚人を含め、83,718 名で、収容定員を 57% 超えていた。

7.3.2 州／行政地域ごとの占有率に関して (2017 年 10 月 1 日時点、刑務所収容人数 84,287 名に基づく)、CODE 報告書によると、占有率はパンジャブ州で 168%、シンド州で 155%、KP 州で 149%、及び AJK 地域で 147%であった。CODE 報告書には、諸州／地域内の各刑務所の収容定員と占有レベルを比較したデータが記載されていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.3.3 CODE 報告書によると、パンジャブ州、シンド州及び KP 州では全ての刑務所が公式収容定員を超えていたわけではないが、実際に超えていた刑務所は非常に過密な状況で、KP 州のペシャワール（Peshawar）中央刑務所は占有率が 503%で、同州内の他の 2 つの中央刑務所は 400%を超え、またパンジャブ州でも多数の刑務所が 300%を超えていた。バローチスターン州と GB 州の刑務所は全体的に公式収容定員未満であった一方、両州では収容定員を超える刑務所もいくつかあった。例えば、バローチスターン州の刑務所に関する NHRC の報告書によると、同州内の 11 の刑務所のうち、認可された収容定員を超える囚人を収容していたのはクエッタ（Quetta）地区刑務所とガッダニ（Gaddani）中央刑務所のみであった。

7.3.4 刑務所収容人数全体に占める割合は女性が 1.8%、少年が 1.6%であった。裁判中及び裁判前の囚人は刑務所収容人数全体の最大 66%を占め、高度な過密の原因になっていた。報告によると一部では再拘留中の囚人が、犯したとされる犯罪の最長刑期より長い期間にわたり裁判前拘留されていた。

7.3.5 CODE 報告書では、KP 州ペシャワールの上級検察官が或る刑務所を視察した後の個人的体験について、以下のように詳述した。

「(中略) 囚人は浴室内で座り、仕方なく膝を腕で抱き込む姿勢を取っていたが、それは横になる十分な空間がなかったためで、ほとんどの受刑者が暑さを避けようとシャツを脱いでいた。或る刑務所では、3 名の成人男性が、1 人でもまず快適ではなからうと思われる小さいシングルベッドを共有していた一方、別の刑務所では受刑者がモスクに収容され、空間不足のためやむを得ず浴室で就寝していた。利用可能な空間は対価を支払う意思のある囚人に売る商品と化していたため空間が足りず、囚人は立ったまま眠らされていた。」

7.4 監房のサイズと空間

7.4.1 1978 年パキスタン刑務所規則の規則 745 では囚人 1 人当たりの推奨床空間を規定し、規則 749 では各就寝区画の推奨サイズを規定している。

7.4.2 CODE 報告書での指摘では、ICRC によると、大部屋での囚人 1 人当たり推奨最小床空間は 3.4 平米であった。CODE 報告書によると、「規則 745 で規定されている床空間がパキスタンの刑務所における公式収容定員を決める際の基礎として確保されるとすれば、たとえ占有率が 400%でも、被拘留者は 1 人当たり少なくとも 4 平米の床

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

空間を有することになる。」

7.4.3 しかし、同報告書の追記によると、ほとんどの刑務所が規則における空間基準に従って建設されておらず、その基準も州や刑務所によってまちまちである。刑務所が規則に従って建設された場合であっても、トイレ、祈祷空間、厨房区域及び回廊を含むものと規格が誤って解釈された例が多い。それ故、規則 745 は実際のところ有効でなかった。

7.4.4 DFAT が理解したところによると、「3 名収容を想定して設計された 6×8 メートル～6×10 メートルの監房を 12～15 名が占有することが多く、各監房に概して 1 つの開放型トイレが設置され、清掃は 24 時間に 1 回のみである。」

7.4.5 CODE 報告書によると、就寝区画の寸法を規定する規則 749 は、刑務所の公式収容定員を決める際の標準ガイドであると見られ、従って全体の空間ではなく就寝空間に焦点を当てている。CODE 調査に参加した人々の説明は以下の通りであった。

「各収容施設は通常、30 名分の生活空間を提供し、長さ 197 センチメートル、幅 91 センチメートルの複数の区画から成り、2 つの区画間に 91 センチメートルの空間がある。収容施設は長方形に建設され、長方形の両側に区画が配置され、中間に約 2 メートル、受刑者が通るための適度な空間が取られている。」

7.4.6 CODE 報告書によると、これらの測定に基づき、「(中略) そうすると、囚人 1 人当たりの最小床空間は約 5.5 平米となる。この床空間はより現実的である一方、今回の報告向けに刑務所を実際に測定したわけではない。」

8. 囚人の処遇

8.1 拷問及び虐待

8.1.1 複数の情報筋の報告によると、例えば警察又は治安部隊での拘留中に拷問を受けたという事例があったものの、全てが刑務所での処遇に直接関連したわけではなかった。

8.1.1 国連拷問禁止委員会（UNCAT : UN Committee against Torture）が 2017 年にパキスタンに関する所感の結論で指摘したところによると、「当委員会は、拘留中の人々から自白を得る目的での警察による拷問の行使が締約国の全土にわたり蔓延していると

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いう報告が一貫して寄せられる状況を深く憂慮する。(中略) 当委員会は、拷問の結果として拘留中に生じた死亡事例の報告についても深く憂慮する。」

8.1.2 2018 年版 USSD HR 報告書によると、「憲法では拷問及びその他の残虐、非人道的又は品位を傷付ける取り扱いを禁じているが、刑法には拷問を禁ずる具体的条項がない。複数の報告によると、治安部隊が、諜報機関を含め、拘留中の人々に拷問や虐待を加えた。」

8.1.3 DFAT の報告によると、「治安部隊が、諜報機関を含め、拘留中の人々に拷問を加えたという報告が広範囲から寄せられている。」ジャスティス・プロジェクト・パキスタンによると、「警察による残虐行為や拷問がパキスタンで幅広く体系的に行われている。暴力は多様な形態を取る。警察は被害者を殴打したり、腕又は足を縛って何時間も吊るしたり、他の人々が拷問される様子を強制的に見させたり、裸にして公衆の面前で行進させたりして、被害者の人間としての基本的な品位を傷付けた。この行為は拷問に相当する。パキスタンでは、警察による拷問の発生状況の厳格な評価を可能にすると思われる関連資料がない状況が続いている。」

8.1.4 HRCP が 2017 年に実施したメディア・モニタリングでは、32 名の死亡という結果を招いた刑務所での暴力や拷問の事例を 47 件特定した。報告では刑務官から拷問を受けたとされる人々の事例を 2 件紹介した。2018 年版の報告書の中で、HRCP は特定の拷問事例に言及しなかったが、刑務所での拷問被害者を支援する心理学者が任命されたという、ラワルピンディー (Rawalpindi) 警察 (刑務所担当) の副総監 (DIG : Deputy Inspector General) の発言を指摘した。DIG によると、囚人虐待で告発された刑務所職員に対して厳格な懲罰措置が講じられ、また DIG は過密の低減や職員の増員が刑務所での拷問の排除に役立つであろうと付け加えた。

8.2 女性と児童

8.2.1 女性刑務所と少年刑務所は一部の州に存在していた一方、女性と児童が一般刑務所で男性区画と分けて収監される例もあった。しかし、2018 年版 USSD HR 報告書での指摘では、複数の非政府機関 (NGO) によると、トランスジェンダーの女性が男性と一緒に収監され、嫌がらせに直面していた。

8.2.2 国連拷問禁止委員会 (UNCAT) が 2017 年にパキスタンに関する所感の結論で指摘したところによると、「当委員会は、未成年者に対する囚人による性的暴行の申し立てが複数あり、刑務所職員は有効な捜査の対象とされておらず、そうした行為の実

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

行者が処罰されていないことを深く憂慮する。(中略) 当委員会はさらに、(中略) 少年囚人が成人と一緒に収監されているという報告も憂慮する次第である。」

8.2.3 児童権利保護協会 (SPARC : Society for the Protection of the Rights of the Child) の 2018 年版報告書によると、「警察による残虐行為や拷問は、報告によると少年に対して加えられてきたと認められた共通の特徴である。逮捕時の不釣り合いな力の行使や、その後における拷問や嫌がらせは、尋問の手段として依拠される行為である。少年は第一報報告書 (FIR : First Information Report) の中で「Nojawan-ul-Omar」として記録されることが多く、これは犯罪者が児童とは対照的な若い男性であることを意味する。(中略) 逮捕された児童は拘置所で成人囚人と一緒に収監され、その結果、札付きの犯罪者からの暴力や虐待に曝されることになる。(中略) パキстанは、児童が法に触れる場合には法的支援を受けるという権利を少年司法制度布告 (JJSO : Juvenile justice System Ordinance) の下で保証されているにも関わらず、そうした支援を児童に提供することを怠ってきた。」

8.2.4 HRCP の 2018 年版報告書によると、「近年、少年囚人に対する性的な虐待や搾取の報告が複数寄せられている。」同様に、CODE 報告書での説明によると、少年囚人を成人囚人と一緒に収監することが「刑務所での少年に対する性的虐待という結果も招き、これは適切な捜査さえ行われず、実行犯が処罰を免れることが多い。」

8.2.5 DFAT の報告によると、「パキスタンの成人刑務所と少年刑務所は教師及び教育プログラム、法的支援、及び現場での医療サービスを欠いている。(中略) 情報筋によると、性的暴行、特に少年に対する性的暴行が刑務所システムで頻発している。」

8.2.6 DFAT によると、「刑務所で生まれた子供は刑務所に残留することを要求される。」2017 年版の SPARC の報告書によると、パキスタンの法律では、児童は 6 歳まで母親と一緒に収監されてもよい。しかし実際には、6 歳になっても母親と一緒に収監されたままの児童もいる。そうした児童のための教育施設や休養施設は限られている。HRCP の報告によると、500 名もの児童が母親と一緒に収監されていた可能性があるが、統計を入手できなかったため検証できなかった。

8.3 少数民族及び宗教的少数派

8.3.1 2018 年版 USSD HR 報告書によると、以下の通りであった。

「キリスト教徒やアハマディア・ムスリムのコミュニティ代表者の主張によると、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

それぞれのメンバーが頻繁に刑務所で虐待を受けたり、受刑者仲間から暴力を受けたりした。複数の市民社会団体の報告によると、神への冒瀆の罪で告発された囚人は刑務所の劣悪な状況下に置かれることが多い。複数の NGO の報告によると、神への冒瀆の罪で告発された多数の人々が長期間にわたり独房監禁され続け、中には 1 年を超えた者もいた。政府の主張によると、この処遇は、神への冒瀆の罪で告発された囚人が一般囚人からの脅威に直面する可能性を踏まえ、個人の安全を考慮した処遇であった。」

9. 提供物へのアクセス

9.1 医療処置

- 9.1.1 過密とそれに伴う劣悪な刑務所の状況により、囚人は身体的及び精神的な病気に曝された。医療を受けるのは難しく、医療担当職員が不十分であった。精神病を抱える囚人のケアは、報告によると特に劣悪であった。DFAT によると、「医療訪問が行われるのは年にわずか 2 回で、心理社会的支援など保健サービスとの連携もない。

（中略）囚人は処置が必要になれば地元の病院に送られる。」一方、2018 年版 USSD HR 報告書によると、「基本的医療と救急医療のためのシステムは存在していたが、官僚主義的な手続のせいで利用するにも時間が掛かった。障害を持つ囚人は通常、十分なケアを受けられない。」

- 9.1.1 バローチスターン州の刑務所に関する NHRC の報告書によると、パキスタンの刑務所全般に関して、「疾患の発生率は高く、これは伝染性疾患に備えて囚人の適切なスクリーニングやワクチン接種が行われていないこと、並びに身体的及び精神的な医療施設の欠如と医療職員不足が原因である。」

- 9.1.2 2018 年 4 月の報道によると、145 名以上の囚人が前年にパンジャブ州の複数の刑務所で死亡しており、死因の例として肝炎、AIDS 及び他の肝臓、心臓及び胃の病気が挙げられた。結核の拡散が過密によって悪化した。

9.2 食料と水

- 9.2.1 食肉、野菜、レンティル（豆）及び小麦等を含め、バランスの取れた食事の提供が、パキスタン刑務所規則で規定されている。しかし、CODE 報告書での指摘通り、パキスタンの囚人は「慢性的な健康問題や栄養不良」に直面していた。囚人は家族や友人の助けを借りて食事を補わなければならないことが多い。過密が原因で食料資

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

源が切り詰められ、法律に違反する不均衡な食事という結果を招いていた。

- 9.2.2 清浄な飲用水へのアクセスは、パキスタンの法律及び国際法の下で保証される権利である。しかし、清浄な飲用水は囚人に常には提供されず、飲用水は必ずしもアクセス可能又は毎日入れ替わるわけでもなかった。DFAT の指摘によると、「刑務所で水を濾過する計画はまだ実施されないまま、囚人は汚染された水を飲んでいる。」

10. 監督及びモニタリング

10.1 政府による監督

- 10.1.1 2018 年版 USSD HR 報告書によると、「法律に従い、刑務所当局は囚人及び被拘留者が検閲されることなく苦情を司法当局に申し立てることと、非人道的状況について信憑性のある疑惑の捜査を要請することを許可しなければならない。しかし、囚人が刑務所当局からの報復を恐れて苦情の申し立てを差し控えているという報告が複数あった。

- 10.1.2 国連拷問禁止委員会 (UNCAT) が 2017 年にパキスタンに関する所感の結論の中で、いわゆる「刑務所委員会」が刑務所の定期訪問を実施し、「(中略) 目的は受刑者の状況について尋ね、受刑者の苦痛に対処するよう刑務所当局に勧告を行うことであった。しかし、当委員会は、刑務所委員会が実際には運用されていないという報告、及び完全に独立したモニタリング機構の欠如について、憂慮する次第である。」と指摘した。

- 10.1.3 2019 年 3 月、ドーン (Dawn) という英語ニュース・サイトが、刑務所委員会が結成されたにも関わらず、機能していない状態が続いている、とのコメントを出した。

10.2 独立的モニタリング

- 10.2.1 2018 年版 USSD HR 報告書によると、以下の通りであった。

「刑務所のモニタリングを担当する複数の国際機関の報告によると、一部の拘留施設、特に治安関連の被拘留者の収容施設への立ち入りが困難であった。当局は KP 州、FATA 及びバローチスターン州で暴力による影響を最も受けた拘留施設への国際機関による立ち入りを許可しなかった。当局は地方、州及び全国レベルで一部の人権団体やジャーナリストが刑務所における少年及び女性の受刑者の状況をモニタリン

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

グすることを許可した。

11. 外部からの支援

11.1 視察する権利及び援助

11.1.1 視察する権利が規定されているが、実際には過密やそれに伴う使用可能空間不足を背景に、これらの権利は低減された。

11.1.2 HRCP の 2018 年版報告書によると、連邦オンブズマン (Federal Ombudsman) (Wafaqi Mohtasib) は「(中略) 何らかの慈善援助が現在、地元コミュニティや NGO と調整を図りつつ、刑務所に提供されているが、マットレス、医薬品、換気扇、電気冷水機及びクーラーなど、基本的な設備を提供するための効果的なメカニズムがまだ必要である。刑務所は次第に、是正者及び矯正者としての役割を果たすことができなくなりつつある。」という点を認めた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

付属書 A：在イスラマバード英国高等弁務官事務所からの書簡（2019 年 4 月 12 日）

Diplomatic Enclave

Ramna 5

P.O. Box 1122

Islamabad

電話：+92 (0)51 201（編集済み）

Fax：+92 (0)51 201（編集済み）

www.gov.uk/world/pakistan

2019 年 4 月 12 日

国別政策・情報チーム殿

以下の質問を貴チームより拝受した。

パキスタン当局が国外での犯罪を捜査する意思に関連する事実やデータは存在するか？貴チームは、これは英国において既に有罪判決が下された事件の文脈で検討しなければならない、という点を明確にした。貴チームは英国の裁判所が「適格な裁判権」を有する裁判所と捉えられるか否かを尋ねた。また貴チームは強姦事件に関して言い渡される量刑の範囲に関する情報の有無も尋ねた。

一事不再理

一事不再理の原則は、憲法第 13 条及び刑事訴訟法第 403 条の下で扱われている。中国の刑法第 10 条に相当する規定を私は知らない。我々が実施する立場に置かれているような研究が示唆すると思われるのは、一事不再理の原則は国外の管轄区域で既に判決に到達している場合に支持されるということである（ただし判決に到達した裁判所が適格な裁判権を有する裁判所であると見做される限りでの話である）。我々はまだ、係る目的について外国の裁判所は適格な裁判権を有しないとパキスタンの裁判所が結論付けた例を見つけていない）。ラシッド・ハッサン対国家訴訟（2010 年、Pr.CR.LJ. 1902）において、シンド州高等裁判所は、ジャージー島王立裁判所から言い渡された無罪放免を検証し、支持した。憲法第 13 条と刑事訴訟法第 403 条が具体的に取り上げられた。さらに、英国の裁判所が適格な裁判権を有する裁判所と見做されるか否かという疑問の考察に関して言えば、ジャヴェド・アクター（Javed Akhtar）対国家訴訟（2017 年、SCMR 1514）を考慮しなければならないと

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

考えられる。同訴訟で最高裁判所は英国刑事法院が言い渡し量刑の有効性を支持し、礼讓の原則をあらためて強調した。

パキスタン国外で犯された犯罪

刑事訴訟法第 188 条では、刑事裁判所及び裁決機関の裁判権を、パキスタン国民が国外で犯した犯罪にまで拡大適用すると規定している。この規定に関する判例法はほとんどが、部族領及び旧英領で犯された犯罪であるという点を除けば別段にパキスタンの裁判所の裁判権に該当しない犯罪を取り上げている。アブドゥル・カディール・シャー対ムハマド・カシム訴訟（PLD 2014、バローチスターン州 28）において、高等裁判所は、或る殺人罪がパキスタンの領土制限区域外（アフガニスタンの国境の町）で複数のパキスタン国民によって犯されたという事例において、事件の審理を進める権限を連邦政府が裁判所に付与することによって第 188 条の要件が満たされる限り、裁判所は実際に事件の審理を進める裁判権を有していたという見解を表明した。これがこの例では許容され、何故ならアフガニスタン領ではなくパキスタン領内で証拠を入手できたからである。ムハマド・ズバイール対パキスタン政府訴訟（2014 PLD 31、イスラマバード（英国からの容疑者引渡申請））では、要請対象者に代わり、当人はパキスタンで審理される権利を有し、パキスタンにおいて当人は英国の法律において規定のない一定の権利を有すると想定される、と論じられた。イスラマバード高等裁判所は、連邦政府が第 188 条の下で許可を付与していなかった（かつ当該事件において係る許可が付与されていなかった）場合、英国で犯された犯罪についてパキスタンで訴訟手続を進めることはできない、との見解を表明した。

実務的な考察及び意見

上記を基に、パキスタン国外で犯され、他国での訴訟手続の対象となる犯罪について再度有罪判決を下すという「意欲」は高くないと見られ、如何なる場合も参照される規定によって厳しく制約されることになるかと解釈することができる。私は以前に示唆したように、如何なる事実又はデータにもアクセスできず、上記が何らかの形で網羅的調査に近づく何かに相当すると主張するつもりはない。克服を要すると思われる法的制約に加え、更新された訴訟手続の存続性に関連すると思われる実務上の制約も明らかに存在する。これは（例えば）強姦での有罪判決に到達するのが難しいという制度である。同時に与えられる視覚的説明（故に部分的には被害者が居住し得る場所に関する私の疑問）が著しく重視されると共に、法医学的証拠も期待される。その証拠が英国で既に入手済みである場合、ここでの訴訟手続のためにそれがパキスタンに提供される可能性は極めて低いと見られ、理由は当人が既に有罪判決を受けていることと、死刑が懸念されることの双方にある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

量刑

これらの種類の事件において実際に言い渡された量刑に関して入手可能な情報はない。しかし、注目に値する点として、裁判所が死刑判決を検討可能という視点を取り得る前に、厳格な条件が満たされる必要がある。パキスタン刑法第 375 条では強姦の構成要素を定義し、第 376 条では量刑の可能性を規定しており、量刑には 10 年以上 25 年以下の懲役及び死刑が含まれる。第 376 条の下、死刑は下記の記述のいずれかに該当する凶悪事件に適用され得る。

1. 強姦が複数名により、全員の共通の意図を増進する目的で実行された場合。
2. 強姦が未成年者又は精神障害者又は身体障害者に対して実行された場合。
3. 強姦が警察官、医務官又は刑務官を含む公務員により、公務上の立場を利用して実行された場合。
4. 強姦が実行された結果、パキスタン刑法の第 333 条、第 335 条及び第 337 条の下で定義される通り、被害者の身体の一部の損失、或いは係る部分の機能障害又は醜悪化が関係する悲痛な身体的危害を招く結果となった場合。

また注目に値すると考えられる点として、これを裏付けるデータはないが、我々の所感としては、裁判上の自白がない状況で死刑を検討することに裁判所は極めて消極的である。

敬具

(編集済み)